（旧許可証に関する経過措置）

第三条　前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者（次項において「みなし新法許可者」という。）であって、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証（以下この条において「旧許可証」という。）は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2　みなし新法許可者であって、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3　前項の申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証を交付するものとする。

4　第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間（施行日から一年を経過する日までの間に限る。）は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

（旧法の規定による行為に関する経過措置）

第四条　旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、国家公安委員会規則で定めるところにより、新法の相当規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の相当規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

（罰則）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　附則第二条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二　附則第三条第二項の規定に違反した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（質屋営業法の一部改正）

第八条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第九条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「第三条第一項の許可」を「第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）」に、「同号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十二号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（都市再生特別措置法の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　都市再生安全確保計画の作成等（第十九条の十三―第十九条の十八）」を「第三節　都市再生安全確保計画の作成等（第十九条の十三・第十九条の十四）　第四節　民間都市再生事業計画の作成等（第十九条の十五―第十九条の二十）」に、「第四節　民間都市再生事業計画の認定等」を「第五節　民間都市再生事業計画の認定等」に、「第五節　都市計画等の特例」を「第六節　都市計画等の特例」に、「都市再生事業に係る」を「都市再生事業等に係る」に、「第六節　都市再生歩行者経路協定」を「第七節　都市再生歩行者経路協定」に、「第七節　都市再生安全確保施設に関する協定」を「第八節　都市再生安全確保施設に関する協定」に、「第五款　都市公園の占用の許可の特例（第六十二条の二）」を「第六款　都市公園の占用の許可の特例（第六十二条の二）　第六款　歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の三）」に改め、「第百五条」の下に「―第百五条の四」を加え、「第五款　特定用途誘導地区（第百九条）　第六款　立地誘導促進施設協定（第百九条の二）　第四節　低未利用土地権利設定等促進計画等（第百十条―第百十六条）　第五節　跡地等管理協定等（第百十六条の二―第百十九条の四）　第六節　雑則（第百十九条の五―第百二十二条）」に改める。

第十九条の二第五項中「第五節」を「第六節」に改める。

第四十五条の十三第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四十五条の十四第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四十五条の十五第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に改める。

第四十五条の二十一第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四章第七節を同章第八節とする。

第四十五条の二第二項第一号及び第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四章第六節を同章第七節とする。